

平成19年度 指定介護予防訪問介護事業所サービス提供責任者研修
開催要項

- 1 目的 指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者に対し、介護予防訪問介護の趣旨・目的及び運営基準の周知徹底を図るとともに、介護予防訪問介護計画の作成に必要な知識を習得することにより、サービス提供の円滑化及びサービスの質の向上を図る。
- 2 実施主体 京都市
- 3 研修受託団体 社会福祉法人 京都福祉サービス協会
- 4 対象者 指定介護予防訪問介護事業所において介護予防サービス計画書の作成業務に従事するサービス提供責任者（各事業所2～3名程度）
- 5 受講料 無料

6 日時、場所（いずれも同一内容）

	日時	場所	募集定員
第1回	平成19年12月12日（水） 9時30分～16時30分	ハートピア京都 （中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375）	70名
第2回	平成19年12月14日（金） 9時30分～16時30分	京都市北文化会館 （北区小山北上総町49-2）	70名
第3回	平成19年12月16日（日） 9時30分～16時30分	京都社会福祉会館 （上京区猪熊通竹屋町上る中之町519）	60名

7 内容等

- (1) 実施方法 講義及び演習
- (2) 講師 社会福祉法人京都福祉サービス協会居宅本部長 宮路博
〃 居宅本部人材開発部統括責任者 梅田万里子
- (3) 講義等内容
- ・訪問介護における介護予防・自立支援の視点
 - ・介護予防訪問介護の運営基準の理解
 - ・介護予防サービス計画書の基本的理解
 - ・介護予防訪問介護計画書の作成

- 8 その他 本研修修了者のいる事業所名を介護保険課ホームページで公表するとともに、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に情報提供する。